

害者支援施設にあつては、1000分の49に相当する単位数)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の27に相当する単位数)

17 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単位数)

18 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合は、1から15の7までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第13 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費(1日につき)

イ 就労継続支援A型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

害者支援施設にあつては、1000分の49に相当する単位数)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の27に相当する単位数)

17 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単位数)

18 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合は、1から15の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第13 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費(1日につき)

イ 就労継続支援A型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 評価点が170点以上の場合	<u>791単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>733単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>701単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>666単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>533単位</u>
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>419単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>325単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	<u>710単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>656単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>626単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>594単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>474単位</u>
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>373単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>288単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	<u>672単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>619単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>590単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>558単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>445単位</u>
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>350単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>271単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	<u>660単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>609単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>580単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>547単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>438単位</u>
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>344単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>266単位</u>

(一) 評価点が170点以上の場合	<u>724単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>692単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>676単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>655単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>527単位</u>
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>413単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>319単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	<u>643単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>615単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>601単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>583単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>468単位</u>
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>367単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>282単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	<u>605単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>578単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>565単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>547単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>439単位</u>
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>344単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>265単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	<u>593単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>568単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>555単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>536単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>432単位</u>
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>338単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>260単位</u>

(5) 利用定員が81人以上	
(一) 評価点が170点以上の場合	<u>641単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>588単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>559単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>529単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>422単位</u>
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>333単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>258単位</u>
ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	<u>727単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>671単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>641単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>608単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>486単位</u>
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>382単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>296単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	<u>655単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>604単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>574単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>543単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>432単位</u>
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>341単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>264単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	<u>613単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>563単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>535単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>505単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>403単位</u>

(5) 利用定員が81人以上	
(一) 評価点が170点以上の場合	<u>574単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>547単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>534単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>518単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>416単位</u>
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>327単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>252単位</u>
ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	<u>660単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>630単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>616単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>597単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>480単位</u>
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>376単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>290単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	<u>588単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>563単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>549単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>532単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>426単位</u>
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>335単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>258単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	<u>546単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>522単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>510単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>494単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>397単位</u>

(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>318単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>246単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	<u>602単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>552単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>524単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>495単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>394単位</u>
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>311単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>241単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 評価点が170点以上の場合	<u>583単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>534単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>507単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>478単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>381単位</u>
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>301単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>232単位</u>

注1 イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である65歳未満の者若しくは65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において規則第6条の10第1号に掲げる就労継続支援A型に係る支給決定を受けていたものに限る。以下この注1において同じ。）、年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるもの又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者

(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>312単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>240単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	<u>535単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>511単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>499単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>484単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>388単位</u>
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>305単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>235単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 評価点が170点以上の場合	<u>516単位</u>
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	<u>493単位</u>
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	<u>482単位</u>
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	<u>467単位</u>
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	<u>375単位</u>
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	<u>295単位</u>
(七) 評価点が60点未満の場合	<u>226単位</u>

注1 イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの若しくは65歳以上のもの（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において規則第6条の10第1号に掲げる就労継続支援A型に係る支給決定を受けていたものに限る。）又は年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定

若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援A型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～4 （略）

5 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算する。

6 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

就労継続支援A型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～4 （略）

（新設）

（新設）

5 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

8 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

9 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I) 51単位

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II) 41単位

注1 イについては、視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A型等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、

(新設)

6 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

(新設)

(新設)

注 視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A型の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A型等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2の2 高次脳機能障害者支援体制加算 41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、1のイの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援A型事業所等において指定就労継続支援A型等を受けた場合にあつては、当該指定就労継続支援A型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間において、当該指定就労継続支援A型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この3におい

(新設)

3 就労移行支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、1のイの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。注2において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この3において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

て「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 (略)

3の2 就労移行連携加算

1,000単位

注 指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者(通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援A型等を受けたものを除く。)が1人以上いる当該指定就労継続支援A型事業所等において、当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援A型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。

4～6 (略)

7 食事提供体制加算

30単位

注 低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の

2 (略)

3の2 就労移行連携加算

1,000単位

注 指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が1人以上いる当該指定就労継続支援A型事業所等において、当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援A型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。

4～6 (略)

7 食事提供体制加算

30単位

注 低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の

提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。

(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。

(3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。

8～12 (略)

13 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この13において同じ。）において、利用者（当該指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所

提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

8～12 (略)

13 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この13において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

定単位数を加算する。

2 (略)

14 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

14の2・14の3 (略)

14の4 緊急時受入加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

14の5 集中的支援加算 1,000単位

注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

2 (略)

14 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

14の2・14の3 (略)

(新設)

(新設)

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16及び17において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から14の5ま

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16及び17において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から14の3ま

でにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

17 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合は、1から14の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援B型サービス費(1)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 837単位

(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
805単位

(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
758単位

(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
738単位

(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
726単位

(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
703単位

(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合
673単位

(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 590単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 746単位

(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合

でにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

17 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合は、1から14の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費（1日につき）

(新設)